別紙様式第七号目次第２の２⑴中「兼務」を「兼職」に改め、同様式業務報告書の記載上の注意１中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意３に次のように加える。

⑤　完全子会社等　会社法第847条の３第２項第２号に規定する完全子会社等をいう。

⑥　親会社等　会社法第２条第１項第４号の２に規定する親会社等をいう。

別紙様式第七号業務報告書の記載上の注意５中「第２条第２項第55号」を「第２条第２項第67号」に改め、同様式第１の２⑴の表記載上の注意１中「及び７」を「、７及び９」に改め、同記載上の注意２㋑中「第345条第１項」を「第342条の２第１項若しくは第４項又は第345条第１項」に改め、同記載上の注意２㋒中「第345条第２項」を「第342条の２第２項又は第345条第２項」に改め、同記載上の注意３中「社外役員（」の下に「株式会社にあっては、」を、「規定する社外役員」の下に「をいい、相互会社にあっては別紙様式第５号記載上の注意８⑴に規定する社外役員」を加え、同記載上の注意６中「監査役」の下に「、監査等委員」を加え、同記載上の注意中７を９とし、６の次に次のように加える。

７　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

①　保険会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

②　保険会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

８　事業年度の末日において監査役会設置会社であって、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

別紙様式第七号第１の２⑵の表記載上の注意２中「会社役員」を「取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役」に、「第121条第３号ロ」を「第121条第４号ロ」に改め、「又はハ」の下に「（相互会社について準用する。）」を加え、「同条第４号」を「同条第５号（相互会社について準用する。）」に改め、同記載上の注意５及び７中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式第１の２に次のように加える。

⑶　責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と保険会社との間で責任限定契約（会社法第427条第１項（相互会社にあっては、法第53条の36において準用する会社法第427条第１項）の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

別紙様式第七号第１の３記載上の注意中「⑷及び⑸」を「⑶及び⑷」に改め、同様式第１の３⑴の表記載上の注意１中「業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人」を「業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）」に、「会社法施行規則第121条第７号」を「同令第121条第８号」に改め、同記載上の注意３を次のように改める。

３　社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。

①　保険会社の親会社等（自然人であるものに限る。）

②　保険会社又は保険会社の特定関係事業者（株式会社にあっては、会社法施行規則第２条第３項第19号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては、当該相互会社の実質子会社（法第33条の２第１項に規定する実質子会社をいう。）及び関連会社（規則第24条の３第６項第２号に規定する関連会社をいう。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）

別紙様式第七号第１の３⑵の表記載上の注意１中「以下に」を「次に」に改め、同記載上の注意１㋑中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意１中㋑を㋒とし、㋐の次に次のように加える。

㋑　監査等委員会設置会社の監査等委員　監査等委員会

別紙様式第七号第１の３⑶を削り、同様式第１の３⑷の表記載上の注意２中「第124条第６号ロ」を「第124条第５号ロ」に改め、「又はハ」の下に「（相互会社について準用する。）」を加え、「同条第７号」を「同条第６号（相互会社について準用する。）」に改め、同記載上の注意５中「保険会社の親会社又は当該親会社（当該保険会社に親会社がない場合にあっては、当該保険会社）の子法人等」を「次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるもの」に改め、同記載上の注意５に次のように加える。

①　保険会社に親会社等がある場合　当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該保険会社を除く。）

②　保険会社に親会社等がない場合　保険会社の子会社又は子法人等

別紙様式第七号第１の３中⑷を⑶とし、⑸を⑷とし、同様式第１の５⑴の表を次のように改める。

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

別紙様式第七号第１の６⑴の表記載上の注意３中「以下の」を「次に掲げる」に改め、③を④とし、②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

①　報酬等について監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が会社法第399条第１項（相互会社にあっては、法第53条の23において準用する会社法第399条第１項）の同意をした理由